

中国電力株式会社の原子力発電設備に係る点検結果を踏まえた
再発防止対策の実施状況の立入調査について

1. 調査概要

平成19年5月21日に中国電力株から報告があった「原子力発電設備に関する再発防止行動計画」に沿って再発防止対策が実施されているか、また、内容が適切かどうか、中国電力株からの説明と関係書類等を用いて調査した。

2. 調査日時、場所

日 時：平成20年3月24日 13:00～16:30

場 所：中国電力株式会社島根原子力発電所

3. 調査者

島根県総務部消防防災課	原子力安全対策室	室 長ほか3名	
松江市総務部		原子力専門監	
	防災安全課	原子力安全対策室	室 長ほか1名

4. 調査内容

(1) 再発防止対策の具体的行動計画の実施状況

原子力発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況については、「行動計画」にそって、再発防止対策が実施されていることを確認した。

なお、以下の項目については、平成20年度も再発防止対策として、継続して取り組む。

AP4 (4) 内部監査のあり方（自己評価制度導入の検討）

AP5 (4) 安全文化醸成施策の実施

AP6 (3) 技術継承施策の実施（力量の明確化）

AP8 (6) 制御棒引き抜け等の報告義務化（設備改造）

また、「AP8 (4) 直近の定期検査における特別な検査への対応」は島根原子力発電所1号機第27回定期検査への対応（平成20年5月予定）をもって、「AP8 (7) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開」は平成19年度第4回保安検査結果の公開により完了となる予定。

(2) 再発防止対策実施・評価に係る組織の活動状況

①企業倫理委員会

（確認資料）

- ・平成19年度第3回企業倫理委員会議事録
- ・平成19年度第3回企業倫理委員会資料

- ・企業倫理委員会の議事結果にもとづく取締役会からの指示事項等について

(確認内容)

- ・平成19年度第3回企業倫理委員会における審議及び評価内容を議事録で確認した。
- ・第1及び2回企業倫理委員会と同様に、社外委員の発言が多くあり、委員長の総括では、社外委員の意見が取り入れられていた。
- ・第2回企業倫理委員会における意見のうち、取締役会から企業再生プロジェクト、電源事業本部、流通事業本部、事業支援部門及び情報通信部門に具体的な施策として取り入れるよう指示のあった5項目の対応状況について、確認・評価がなされていた。
- ・第3回企業倫理委員会において出された意見については、取締役会に報告され、コンプライアンス推進部門長を通して担当部門に再発防止対策に反映するよう指示が出されている。
- ・上記の意見は以下のとおり。
 - ア. 来年度の取り組みについて、日常業務への移行が形式的にならないように、また、移行する各施策がマンネリ化しないようにしていくこと。
 - イ. 取り組みを継続することで目標を達成する施策は、これからが重要となるため、実効性をどのように担保していくか十分な検討を行うこと。
- ・平成20年度の企業倫理委員会の委員構成は、これまで以上に社外委員からの活発な意見や提言がもらえるよう社内3名、社外3名の同数とし、中立的な役割として労働組合代表者1名とする。

②企業再生プロジェクト・中国電力アドバイザーボード

(確認資料)

- ・本社部門組織再編成等について
- ・アドバイザーボードの活動概要

(確認内容)

- ・企業再生プロジェクトが総括的な役割を担っている全社共通の再発防止対策については、平成20年2月1日付けで実施された本部部門の組織再編成等により、具体的行動計画に掲げられた項目が全て実施段階に移行したことを確認した。
- ・平成20年1月17日に第8回アドバイザーボードが開催され、1年間の企業再生プログラムの妥当性の評価が行われていることを確認した。
- ・企業再生プロジェクトは平成20年1月末で解散し、信頼回復・企業再生の総括業務等については、新設された「コンプライアンス推

進部門」に継承されている。

③電力設備点検検討本部

(確認資料)

- ・電力設備点検検討本部・再発防止対策検証部会活動状況

(確認内容)

- ・平成19年12月19日(第14回)、平成20年1月22日(第15回)に電力設備点検検討本部会議が開催され、再発防止対策の実施状況、第2回企業倫理委員会意見への対応状況等について、審議されていることを確認した。
- ・コンプライアンス推進部門が各事業本部・部門における実施状況等のとりまとめを行うにあたり関係箇所と連携するため再発防止対策検証部会を設置した。

④内部監査部門(電力設備点検評価本部: 考査部門)

(確認資料)

- ・再発防止対策の内部監査部門(考査部門)の取り組み
- ・信頼回復・企業再生に向けた具体的施策の実施状況確認結果について

(確認内容)

- ・内部監査部門は、平成19年11月13、16日、平成20年2月28日、3月3、4日に電源事業本部(原子力品質保証及び原子力)で、平成19年11月20日、平成20年2月29日に島根原子力発電所で再発防止対策の実施状況を確認している。
- ・内部監査部門の指摘事項については、電源事業本部(原子力品質保証及び原子力)及び島根原子力発電所が対応したことを確認した。

⑤QMS検討委員会

(確認資料)

- ・原子力品質マネジメントシステム検討委員会議事録

(確認内容)

- ・平成19年12月10日(第13回)、平成20年1月18日(第14回)、平成20年2月19日(第15回)に、QMS高度化の進捗状況の確認・検証、企業倫理委員会提言への対応、新QMSへの適用の際の対応、再発防止対策の実効性の評価方法等について審議されていることを確認した。

⑥原子力発電保安委員会

(確認資料)

- ・第90回原子力発電保安委員会議事録

(確認内容)

- ・平成19年12月18日に第90回原子力発電保安委員会が開催され、保安規定の変更認可申請に関して審議したことを確認した。

⑦原子力品質保証委員会の活動状況の確認（下部組織も含む）

（確認資料）

- ・第62～64回原子力品質保証委員会議事録

（確認内容）

- ・平成19年12月10日（第62回）、平成20年1月18日（第63回）、平成20年2月19日（第64回）に原子力品質保証委員会が開催され、品質保証活動結果および改善のための提案、原子力品質保証規程の改正、原子力安全文化醸成要則の制定等に関して審議したことを確認した。

（3）マネジメントレビューの実施状況

（確認資料）

- ・H19年度原子力品質保証の活動結果とH20年度改善計画について
- ・平成19年度 資源に特化したマネジメントレビューについて

（確認内容）

- ・平成19年度のマネジメントレビューは、平成19年6月8日に平成18年度原子力品質保証の活動結果と19年度改善計画に関して、平成19年11月5日に資源（予算及び要員関係）に関して、平成20年2月19日に平成19年度原子力品質保証の活動結果と20年度改善計画に関して、実施された。
- ・効果的なマネジメントレビューを実施するため、以下を改善したことを確認した。
 - ア．マネジメントレビューを経営会議から社長に直接説明する方法に変更することにより、社長へのインプットが増え、現場の状況を従来以上に社長へ提供できるようになり、また、社長からのアウトプットがよりの確に伝達されるようになった。
 - イ．1年でPDCAを廻すため、2月にマネジメントレビューを実施し評価結果を次年度に反映できる仕組みとした。
 - ウ．要求事項（資源の必要性を明らかにして提供する仕組みがない）の改善として、資源に特化したマネジメントレビューを試行的に実施した。

（4）前回立入調査（12月17、19日）以降の要領類、マニュアル類の変更・追加等の状況

（確認資料）

- ・信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表「アクションプラン進捗管理表AP1（2）（3）QMS文書の変更、文書、活動のスリム化」

- ・新旧QMS文書体系比較図
- ・第29回電源事業本部原子力品質保証運営委員会資料

(確認内容)

- ・品質マネジメントシステム高度化に伴うQMS文書の変更に係る保安規定変更認可申請が平成19年12月20日に行われ、平成20年1月21日に認可されていることを確認した。また、新しく構築されたQMS文書は、平成20年2月1日より施行されていることを確認した。
- ・「教育訓練手順書」、「官庁関係申請等管理手順書」、「設計・調達管理手順書」、「海外再処理廃棄物調達管理手順書」、「実施部門監査手順書」、「不適合管理・是正処置手順書」、「根本原因分析実施手順書」、「予防処置手順書」、「原子力品質保証運営委員会運営手順書」、「原子力安全情報処理手順書」、「原子力安全情報処理手順書」、「故障・トラブル対応手順書」が、平成20年2月1日より施行されていることを確認した。

(5) 不適合管理、是正処置の実施内容

(確認資料)

- ・平成19年度不適合管理実施状況確認表、不適合管理処置実施状況、是正処置実施状況

(確認内容)

- ・平成19年度に発生した不適合事象については、「不適合管理要領」、及び「不適合管理・是正処置手順書」に沿って処置されていることを確認した。
- ・「データ分析・評価活動手順書」に基づいて年間の実施状況の分析がされ、処置が未完了である場合はその理由が、また、「不適合管理・是正処置手順書」に対する改善点等が示されていることを確認した。

(6) 調達管理に関する課題と今後の対応について

(確認資料)

- ・信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表「アクションプラン進捗管理表（AP7(3) 調達管理要領の見直し、AP7(4) 発注仕様書の見直し）」

(確認内容)

- ・調達管理に係るJEA G4121（2007年追補版）の内容を「調達管理基本要領」に反映し、本要領に基づく「工事業務管理手順書」を制定したことを確認した。

- ・島根原子力発電所でのトラブルの殆どが調達管理に関係することから、平成20年度の内部監査の重点テーマとして調達管理を取り上げ、役割分担、調達要求事項の明確化などの有効性評価を実施することを確認した（内部監査部門の評価）。

(7) 分かりやすい広報の実施状況について

(確認資料)

- ・住民に対する具体的かつ分かり易い広報に関する実施状況

(確認内容)

- ・再発防止対策に関し、以下の広報を中国電力(株)が実施していることを確認した。
 - ア. 電気契約を結んでいる世帯等に配布するコミュニケーションペーパー「エネルギア」に企業再生に向けた取り組みに関する記事を掲載し、取り組み状況を広報した。
 - イ. 平成19年11月1日～21日に松江市鹿島町の全戸(2,277戸)を訪問し、再発防止対策の実施状況等を説明した。
 - ウ. 第7回中国電力アドバイザーボードを松江市で開催し、郷原委員長が記者会見を行い、再発防止対策の実施状況を説明した。
 - エ. 再発防止対策の実施状況の内容を中国電力(株)のホームページに掲載した。

5. 講評

再発防止対策については、「行動計画」にそって実施されていることを確認した。

再発防止対策は、組織の改正、文書類の改定等が行われ、現在、大部分が実行段階に移行している。再発防止対策には、内部監査部門の監査結果、企業倫理委員会及び中国電力アドバイザーボードといった社外からの提言も反映されていることを確認した。

今後は、平成20年3月末に再発防止対策として策定される「予防保全5ヵ年計画」、「安全文化醸成の中期的活動計画」、「安全文化の評価指標」、「発電所員に必要な力量」、「力量認定に必要な教育訓練項目」及び定期検査における特別な検査への対応状況等について確認する。